

徳島県選挙管理委員会告示第百号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、公職の候補者等が個人演説会等に使用できる公営施設として指定していた次の施設について、鳴門市選挙管理委員会から指定を取り消した旨の報告があった。

令和五年九月十二日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

施設 の 名 称	所 在 地
鳴門市立岩中央集会所	鳴門市撫養町立岩字内田一の二
鳴門市桑島集会所	鳴門市撫養町大桑島字北ノ組九五の二〇
鳴門市東浜集会所	鳴門市撫養町南浜字東浜二七四